第10回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 **2019年２月27日（水曜日）**
午前10時

開催場所 **東京都千代田区平河町二丁目４番１号**
都市センターホテル ５階
オリオン

目　次

招集ご通知 …… 1

株主総会参考書類
第１号議案　剰余金の処分の件 …… 3
第２号議案　取締役４名選任の件 …… 4
第３号議案　補欠監査役１名選任の件 …… 7

（添付書類）
事業報告 …… 8
計算書類 …… 23
監査報告 …… 27

株式会社ファンドクリエーショングループ
証券コード　3266

証券コード　3266
2019年２月８日

株　主　各　位

東京都千代田区麹町一丁目４番地
株式会社ファンドクリエーショングループ
代表取締役社長　田　島　克　洋

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙にて各議案に対する賛否をご表示いただき、2019年２月26日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2019年２月27日（水曜日）午前10時

２．場　　所　東京都千代田区平河町二丁目４番１号
都市センターホテル　５階　オリオン

３．目的事項

報告事項
１．第10期（2017年12月１日から2018年11月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第10期（2017年12月１日から2018年11月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めによりインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.fc-group.co.jp/ir/library6.html）に掲載しておりますので、添付書類には掲載しておりません。

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部です。また、本招集ご通知発送後、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、同じく上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績や今後の業績見通し、内部留保、今後の事業展開等を総合的に勘案した結果、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

１．配当財産の種類
　　金銭といたします。

２．株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき１円といたしたいと存じます。
　　なお、この場合の配当総額は37,492,371円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日
　　2019年２月28日

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、改めて取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1 再任

田島　克洋（たしま　かつひろ）

● 生年月日
1964年９月７日生

● 取締役会への出席状況
16回／16回

● 所有する当社の株式数
14,052,400株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	
1988 年 4 月	大和証券㈱ 入社
2000 年 2 月	プリヴェチューリッヒ証券㈱ 取締役
2002 年 2 月	㈱ジョイント・コーポレーション 資産証券部長
2002 年 3 月	㈱ジョイント・アセットマネジメント 代表取締役社長
2002 年 3 月	ジョイント証券㈱ 代表取締役社長
2002 年12月	㈱ファンドクリエーション設立 代表取締役社長（現任）
2005 年11月	FCパートナーズ㈱ 取締役
2006 年11月	上海創喜投資諮詢有限公司 董事（現任）
2009 年 1 月	ファンドクリエーション・アール・エム㈱ 代表取締役社長
2009 年 5 月	当社設立　代表取締役社長（現任）
2011 年12月	徳石忠源（上海）投資管理有限公司 副董事長（現任）
2013 年10月	㈱リンキンオリエント・インベストメント 代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

田島克洋氏は、創業時より当社及び当社グループ子会社の代表取締役を歴任するなど経営の中核を担うとともに、当社グループの事業に精通し、また、経営全般に対する深い知見を有していることから、当社の取締役として適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2 再任

阪本浩司（さかもと こうじ）

● 生年月日
1960年2月24日生

● 取締役会への出席状況
16回／16回

● 所有する当社の株式数
60,000株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1982年4月	兼松江商㈱ 入社
2002年4月	サイトデザイン㈱ 経営管理本部長
2002年6月	同社 取締役経営管理本部長
2003年12月	㈱SDホールディングス（現：㈱フォーシーズホールディングス）取締役管理本部長
2005年7月	㈱ファンドクリエーション 執行役員 投資管理部長
2008年7月	ファンドクリエーション・アール・エム㈱ 取締役
2015年3月	FCパートナーズ㈱ 取締役
2017年1月	当社 経営企画部長 ㈱ファンドクリエーション 執行役員 経営企画グループ長
2017年2月	当社 取締役経営企画部長（現任） ㈱ファンドクリエーション 取締役経営企画グループ長（現任） 上海創喜投資諮詢有限公司 董事（現任）

取締役候補者とした理由

阪本浩司氏は、当社グループの事業に精通するとともに経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督において適切な役割を果たしていることから、当社の取締役として適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3 再任 社外

佐藤貴夫（さとう たかお）

● 生年月日
1963年8月5日生

● 取締役会への出席状況
14回／16回

● 所有する当社の株式数
5,400株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1995年4月	弁護士登録（第二東京弁護士会）
2001年4月	佐藤貴夫法律事務所 開設
2005年9月	㈱ファンドクリエーション 社外監査役
2006年5月	㈱東横イン 社外取締役
2008年4月	東京簡易裁判所民事調停委員（現任）
2008年6月	㈱トランスジェニック 社外監査役（現任）
2009年5月	当社 社外監査役
2011年10月	霞が関法律会計事務所 弁護士
2013年2月	当社 社外取締役（現任）
2013年2月	㈱ファンドクリエーション 取締役（現任）
2015年3月	桜田通り総合法律事務所 弁護士（現任）
2016年3月	㈱ＡＣＤ 代表取締役

社外取締役候補者とした理由

佐藤貴夫氏は、弁護士として法律・コンプライアンスに関する豊かな経験と見識を有しており、独立した客観的立場から当社のコンプライアンス経営の推進に寄与いただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は3年9ヶ月であり、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

候補者番号 4 | 再任 | 社外

辻（つじ） 敏樹（としき）

● 生年月日
1950年９月22日生

● 取締役会への出席状況
16回／16回

● 所有する当社の株式数
6,400株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1975 年 4 月　大和証券㈱（現：㈱大和証券グループ本社）　入社
1996 年 5 月　同社 大分支店　支店長
1998 年 5 月　同社 高松支店　支店長
2000 年 2 月　同社 福岡支店　支店長
2003 年 2 月　同社 コンプライアンス部
2004 年 5 月　㈱大和証券グループ本社 経営企画部
2005 年 2 月　東短ホールディングス㈱ 監査役
2005 年 2 月　東京短資㈱ 監査役
2005 年 4 月　大和証券投資信託委託㈱ 監査役
2006 年 6 月　日の出証券㈱ 監査役
2013 年 2 月　当社 社外監査役
2016 年 2 月　当社 社外取締役（現任）
㈱ファンドクリエーション　取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由

辻敏樹氏は、その経歴を通じて培われた金融証券業界に関しての幅広い見識を有されており、業界全体の動向も踏まえた客観的かつ独立的な視点で経営の監督をいただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は３年であり、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者田島克洋氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。
３．佐藤貴夫氏、辻敏樹氏は、社外取締役候補者であります。
４．佐藤貴夫氏並びに辻敏樹氏は、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。本議案が承認された場合、当社は継続して両氏と当該契約を締結する予定であります。
５．佐藤貴夫氏、辻敏樹氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員ではなく、また過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこともありません。
６．佐藤貴夫氏、辻敏樹氏は、当社又は当社の特定関係事業者からの多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。
７．佐藤貴夫氏、辻敏樹氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
８．当社は、佐藤貴夫氏、辻敏樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

2018年２月27日開催の定時株主総会において、補欠監査役に選任された石垣敦朗氏の選任の効力は本総会の開始される時までとされております。そのため、法令で定められた監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

石垣敦朗（いしがきあつろう）

● 生年月日
1963年４月29日生

● 所有する当社の株式数
-

略歴（重要な兼職の状況）

1987年10月　中央新光監査法人　入所
1991年３月　公認会計士登録
1995年７月　石垣公認会計士事務所　開業
1999年３月　税理士登録

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．石垣敦朗氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．石垣敦朗氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は過去に直接的には会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士並びに税理士として専門知識を有し、客観的な立場から当社の経営を監査されることを期待することによるものであります。
４．石垣敦朗氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員ではなく、また過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこともありません。
５．石垣敦朗氏は、当社又は当社の特定関係事業者からの多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。
６．石垣敦朗氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
７．石垣敦朗氏が社外監査役に就任する場合には、当社は同氏と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2017年12月 1 日から
2018年11月30日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

⑴ 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2017年12月１日～2018年11月30日)におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策の継続を背景に企業収益や雇用・所得環境が改善し、全体としては底堅く回復基調が続きました。一方、米中の通商政策による貿易摩擦の拡大懸念やＥＵ諸国の政治動向、世界的な地政学リスクの高まりなどにより、依然として先行きの不透明な状況が続いております。

当社グループの主要事業である不動産業界においては、低金利下での良好な資金調達環境を背景に国内外投資家の物件取得意欲は依然として高く、不動産市場は引き続き堅調に推移しておりますが、その一方で、今後の新規物件の取得にあたっては、物件の取得価額と収益性のバランスを慎重に見極めることが重要となってきております。

また、太陽光発電業界においては、長期にわたって安定して高い利回りが期待できる点、残価リスクがほぼない点、良好な資金調達環境などにより、今後は利回り商品としての需要拡大が見込まれております。

こうした状況の下、アセットマネジメント事業では、引き続きファンド運用資産残高、不動産等受託資産残高の増加に向けて投資家ニーズに適合した魅力的な商品開発に努め、当連結会計年度においては民泊等宿泊事業ファンドを新たに設立いたしました。

また、インベストメントバンク事業では、割安な不動産物件への投資・バリューアップを行うべく国内外の物件のソーシングに努めました。国内においては販売用不動産の取得と販売を行ったほか、新規開発用の不動産を取得し開発を推進いたしました。海外不動産につきましては、前期に取得しバリューアップを行った米国カリフォルニア州の物件の販売が完了したほか、新たに同州にて取得した複数物件のバリューアップ施策を推進いたしました。さらに、新たに取り組みましたテキサス州の物件についても、引き続きマーケティングを進めました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,161百万円（前期比28.7％減）、営業

損失18百万円（前期の営業利益は191百万円)、経常損失23百万円（前期の経常利益は175百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失48百万円（前期の親会社株主に帰属する当期純利益は150百万円）となりました。

＜アセットマネジメント事業＞

当連結会計年度末において、当社グループが運用するファンド運用資産残高は165億円(一部円換算US$1.00＝113.47円)、当社グループがアセットマネジメント業務を受託している不動産ファンド及び太陽光発電ファンド等の受託資産残高は221億円となりました。

不動産ファンドにつきましては、アセットマネジメントフィー及びファンド管理報酬等を計上いたしました。証券ファンドにつきましては、外国投資信託の管理報酬を計上いたしました。また、太陽光発電ファンド事業につきましても、アセットマネジメントフィー等を計上いたしました。この結果、アセットマネジメント事業は、売上高281百万円（前期比27.2%増)、営業利益81百万円（前期比257.7%増）となりました。

＜インベストメントバンク事業＞

不動産投資等部門では、国内外の販売用不動産の売却や、保有不動産からの賃料収入、その他販売手数料等により872百万円を計上いたしました。証券投資等部門では、金融商品仲介業務の報酬等により8百万円計上いたしました。この結果、インベストメントバンク事業は、売上高880百万円（前期比37.4%減)、営業利益117百万円（前期比71.5%減）となりました。

事業区分	売上高	営業利益
アセットマネジメント事業	281百万円	81百万円
インベストメントバンク事業	880百万円	117百万円
計	1,161百万円	199百万円

（注）営業利益は、セグメント数値を記載しております。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③　資金調達の状況
　当連結会計年度中に運転資金893百万円及び不動産取得資金80百万円を金融機関より調達いたしました。

④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
　該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
　該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
　該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
　該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第 7 期 (2015年11月期)	第 8 期 (2016年11月期)	第 9 期 (2017年11月期)	第 10 期 (当連結会計年度) (2018年11月期)
売上高 (百万円)	5,383	3,333	1,628	1,161
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	411	324	150	△48
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	11.03	8.68	4.03	△1.29
総資産 (百万円)	3,110	3,143	3,468	3,139
純資産 (百万円)	1,986	2,263	2,400	2,318
1株当たり純資産額 (円)	53.14	60.55	64.04	61.83

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第 7 期 (2015年11月期)	第 8 期 (2016年11月期)	第 9 期 (2017年11月期)	第 10 期 (当事業年度) (2018年11月期)
営業収益 (百万円)	198	146	148	165
当期純利益 (百万円)	23	18	15	21
1株当たり当期純利益 (円)	0.62	0.48	0.43	0.57
総資産 (百万円)	2,397	2,631	2,790	2,383
純資産 (百万円)	1,942	1,920	1,901	1,887
1株当たり純資産額 (円)	51.78	51.21	50.67	50.33

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

⑶ 重要な子会社の状況

① 重要な子会社

会社名	資本金（百万円）	当社の議決権比率（%）	主要な事業内容
㈱ファンドクリエーション	100	100	不動産投資、太陽光発電設備投資、証券投資、ファンドの運営管理
ファンドクリエーション・アール・エム㈱	200	100	不動産投資運用業
ＦＣ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ　Ｌｔｄ.	50	100	ファンドの運営管理

（注）当社の連結子会社は、上記の重要な子会社３社を含む８社であります。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	株式の帳簿価額（百万円）	当社の総資産額（百万円）
㈱ファンドクリエーション	東京都千代田区麹町一丁目４番地	1,478	2,383

⑷ 対処すべき課題

① ファンド運用資産残高等の拡大と新規事業による収益基盤の構築

当社グループは、アセットマネジメント業務における様々な経験・実績を活かして、不動産等受託資産残高の拡大と新規ファンドの受託により安定収益を積み上げ、アセットマネジメント事業の収益基盤の拡充に取り組んでまいります。また、太陽光発電ファンド事業においては、引き続き優良案件の開発・発掘を行っていくほか、新たな投資アセットを対象としたファンドの開発・組成を行うことにより、より強固な収益基盤の構築を行ってまいります。

② 事業基盤の拡充

当社グループは、既存事業を拡大するとともに、新たな市場の開拓に向けて、事業ポートフォリオを充実させ、事業基盤をより強固なものへと拡充していくことに取り組んでおります。既存事業により安定的な収益を確保しつつ、シナジー効果やリスク分散効果を狙いながら複数の新規事業に積極的に投資することで、早期実現に努めてまいります。

③　金融機関との関係強化について

当社グループは、これまで取引金融機関とは良好な関係を構築してまいりました。今後も、不動産投資や太陽光発電の設備開発、新たな事業展開等を積極的に進めていく上で、さらなる資金需要の増加が見込まれるため、機敏な資金調達が行えるように取引金融機関の新規開拓に加え、取引金融機関とより強固な関係を築いていく方針であります。

④　販売・顧客紹介提携先との関係強化について

当社グループは、これまでも証券会社や金融機関、税理士法人グループと良好な関係を構築し、営業力の強化を図ってまいりました。今後は、提携先とのさらなる関係の強化を促進し、富裕層や好業績の企業等をターゲットとした販売ルートの開拓、販売力の強化を進めていく方針であります。

⑤　人材の確保・育成について

当社グループは、2018年11月30日現在、役職員38名（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、派遣社員含む。社外取締役及び社外監査役を含む）と少人数である一方で、各人が営む業務は、いずれも専門的知識と多くの経験を必要としており、それらのスキルを持つ人材の確保・育成が当社グループの経営上の重要な課題であります。今後の業容の拡大に向けて、専門性の高い人材の確保に努めるとともに、定期的な新卒の採用による若手人材の育成にも努めていく方針であります。

⑸　**主要な事業内容**（2018年11月30日現在）

事業区分	事業内容
アセットマネジメント事業	ファンドに係るアセットマネジメント、投資顧問
インベストメントバンク事業	不動産投資、太陽光発電設備投資、証券投資、金融商品仲介

(6) **主要な営業所**（2018年11月30日現在）

① 当社

本　　社	東京都千代田区

② 子会社

㈱ファンドクリエーション	東京都千代田区
ファンドクリエーション・アール・エム㈱	東京都千代田区
FC Investment Ltd.	Cayman Islands

(7) **使用人の状況**（2018年11月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
アセットマネジメント事業	8名（1名）	1名減（1名増）
インベストメントバンク事業	9名（0名）	2名増（－）
全社（共通）	8名（0名）	2名減（－）
合計	25名（1名）	1名減（1名増）

（注）使用人数は就業員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であり、派遣社員は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5名	1名増	45歳5ヶ月	3年0ヶ月

（注）使用人数は当社グループからの兼務者を記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2018年11月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社東日本銀行	208百万円
西武信用金庫	112百万円
株式会社武蔵野銀行	105百万円
株式会社西京銀行	100百万円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式の状況（2018年11月30日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 116,000,000株

⑵ **発行済株式の総数** 37,492,371株

⑶ **株主数** 6,935名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	所有株式数（株）	持株比率（%）
田島克洋	14,052,400	37.48
有限会社T's Holdings	4,800,000	12.80
藍澤證券株式会社	1,980,000	5.28
北村宗生	577,000	1.54
松井証券株式会社	381,400	1.02
大塚忠彦	306,000	0.82
井上光子	233,200	0.62
井形宝寿	225,300	0.60
長谷川郷一	176,000	0.47
今津基茂	151,000	0.40

（注）持株比率は、当社の完全子会社である㈱ファンドクリエーションが所有する当社株式27,500株を含めて計算しております。

3．新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2018年11月30日現在）

株式会社ファンドクリエーショングループ　第７回新株予約権

ａ．新株予約権の数
　12,480個（新株予約権１個につき100株）

ｂ．新株予約権の目的である株式の種類及び数
　普通株式　12,480,000株

ｃ．新株予約権の払込金額
　１個当たり　100円

ｄ．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　１個当たり　10,000円（１株当たり　100円）

ｅ．新株予約権を行使することができる期間
　2014年４月１日から2020年３月４日まで

ｆ．新株予約権の行使の条件

イ．2014年11月期及び2015年11月期の当期純利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における当期純利益をいい、以下同様とする。）が黒字の場合に、権利行使可能となる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき当期純利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。

ロ．割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額（但し、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に20％を乗じた価格（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。）を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額（但し、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に80％を乗じた価格（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。）で、上記イの業績条件の達成の有無に拘らず、行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。
(b) 当社が法令や東京証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。
(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。
(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合。

ハ. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ニ. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

ホ. 本新株予約権１個未満を行使することはできない。

g．当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	6,870個	687,000株	2名
社外取締役	-	-	-
監査役	500個	50,000株	1名
計	7,370個	737,000株	3名

(注) 1．上記のうち、取締役１名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
2．上記のうち、監査役１名に付与している新株予約権は、監査役就任前に付与されたものであります。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2018年11月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田島　克洋	㈱ファンドクリエーション 代表取締役社長 上海創喜投資諮詢有限公司 董事 徳石忠源（上海）投資管理有限公司 副董事長 ㈱リンキンオリエント・インベストメント 代表取締役社長
取締役	阪本　浩司	㈱ファンドクリエーション 取締役 経営企画グループ長 上海創喜投資諮詢有限公司 董事
社外取締役	佐藤　貴夫	東京簡易裁判所 民事調停委員 桜田通り総合法律事務所 弁護士 ㈱トランスジェニック 社外監査役 ㈱ファンドクリエーション 取締役
社外取締役	辻　敏樹	㈱ファンドクリエーション 取締役
常勤監査役	立石　則章	㈱ファンドクリエーション 監査役 ファンドクリエーション・アール・エム㈱ 監査役 ㈱FCインベストメント・アドバイザーズ 監査役 上海創喜投資諮詢有限公司 監事 ㈱リンキンオリエント・インベストメント 監査役
社外監査役	神谷　有子	神谷有子税理士事務所 公認会計士
社外監査役	松村　眞理子	真和総合法律事務所 パートナー弁護士 明治ホールディングス㈱　社外取締役

（注）1．取締役佐藤貴夫氏及び取締役辻敏樹氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．監査役神谷有子氏及び監査役松村眞理子氏は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。
3．常勤監査役立石則章氏及び監査役神谷有子氏は、以下の通り財務及び会計に関して相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役立石則章氏は、長年にわたり当社の管理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた豊富な経験を有しております。
・監査役神谷有子氏は、公認会計士の資格を有しております。
4．当社は、取締役佐藤貴夫氏及び取締役辻敏樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
取　締　役	4名	19百万円
監　査　役	3名	10百万円
合　計	7名	30百万円

(注) 1．上記取締役に支給した報酬には、当社の子会社が支給した使用人分給与相当額の総額11百万円が含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、2010年２月25日開催の当社第１回定時株主総会において、年額500百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、2010年２月25日開催の当社第１回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役とも法令の定める最低責任限度額としております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役佐藤貴夫氏は、桜田通り総合法律事務所所属の弁護士であります。当社と同事務所との間に特別の利害関係はありません。

監査役神谷有子氏は、神谷有子税理士事務所所属の公認会計士であります。当社と同事務所との間に特別の利害関係はありません。

監査役松村眞理子氏は、真和総合法律事務所所属の弁護士であります。当社と同事務所との間に特別の利害関係はありません。

② 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役佐藤貴夫氏は、㈱トランスジェニック社外監査役を兼職しております。当社と同社との間に特別の利害関係はありません。

監査役松村眞理子氏は、明治ホールディングス㈱の社外取締役を兼職しております。当社と同社との間に特別の利害関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　佐藤貴夫	当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　辻　敏樹	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。金融証券業界での経営に関する豊富な経験と見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　神谷有子	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、監査役会16回の全てに出席いたしました。公認会計士としての豊富な経験と見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においては適宜必要な発言を行っております。
監査役　松村眞理子	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、監査役会16回のうち15回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においては適宜必要な発言を行っております。

④ 報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
社外取締役	2名	240万円
社外監査役	2名	480万円

5．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称　　太陽有限責任監査法人

⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の額　　35百万円

② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
35百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（注）２．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署からの報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積もりの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑶ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会が、会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査役会規則に則り解任又は不再任とする方針であります。

連結貸借対照表

(2018年11月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**2,485**	**流動負債**	**753**
現金及び預金	893	短期借入金	652
売掛金	20	1年内返済予定の長期借入金	1
未収入金	12	未払金	62
有価証券	105	未払法人税等	5
営業投資有価証券	403	繰延税金負債	0
販売用不動産	693	未払費用	6
未成工事支出金	49	その他	24
繰延税金資産	0	**固定負債**	**67**
立替金	115	繰延税金負債	19
その他	191	その他	47
固定資産	**654**	**負債合計**	**821**
有形固定資産	**421**	**純資産の部**	
建物及び構築物	8	**株主資本**	**2,267**
工具、器具及び備品	10	**資本金**	**1,171**
土地	402	**資本剰余金**	**664**
無形固定資産	**0**	**利益剰余金**	**433**
ソフトウェア	0	**自己株式**	**△1**
投資その他の資産	**232**	**その他の包括利益累計額**	**48**
投資有価証券	111	**その他有価証券評価差額金**	**48**
敷金及び保証金	60	**為替換算調整勘定**	**0**
その他	59	**新株予約権**	**2**
		純資産合計	**2,318**
資産合計	**3,139**	**負債・純資産合計**	**3,139**

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2017年12月 1 日から
2018年11月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**1,161**
売上原価		**646**
売上総利益		**515**
販売費及び一般管理費		**533**
営業損失（△）		**△18**
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	3	
その他	5	9
営業外費用		
支払利息	13	
資金調達費用	0	14
経常損失（△）		**△23**
税金等調整前当期純損失（△）		**△23**
法人税、住民税及び事業税	17	
法人税等調整額	7	24
当期純損失（△）		**△48**
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		**△48**

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2018年11月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**556**	**流動負債**	**461**
現金及び預金	197	短期借入金	436
売掛金	26	1年内返済予定の長期借入金	1
未収入金	11	未払金	16
営業投資有価証券	315	未払費用	0
前払費用	6	未払法人税等	2
その他	0	繰延税金負債	0
固定資産	**1,827**	その他	2
有形固定資産	**4**	**固定負債**	**34**
建物及び構築物	3	預り敷金	32
工具、器具及び備品	0	その他	1
無形固定資産	**0**	**負債合計**	**495**
ソフトウェア	0	**純資産の部**	
投資その他の資産	**1,822**	**株主資本**	**1,882**
関係会社株式	1,779	**資本金**	**1,171**
出資金	5	**資本剰余金**	**649**
関係会社長期貸付金	46	資本準備金	171
貸倒引当金	△44	その他資本剰余金	478
敷金及び保証金	36	**利益剰余金**	**61**
		利益準備金	14
		その他利益剰余金	46
		繰越利益剰余金	46
		評価・換算差額等	**3**
		その他有価証券評価差額金	**3**
		新株予約権	**2**
		純資産合計	**1,887**
資産合計	**2,383**	**負債・純資産合計**	**2,383**

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2017年12月 1 日から
2018年11月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**165**
営業総利益		**165**
販売費及び一般管理費		**130**
営業利益		**34**
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	0	
その他	2	3
営業外費用		
支払利息	7	7
経常利益		**29**
税引前当期純利益		**29**
法人税、住民税及び事業税	8	
法人税等調整額	0	8
当期純利益		**21**

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年１月28日

株式会社ファンドクリエーショングループ
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村　茂	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂本　潤	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ファンドクリエーショングループの2017年12月１日から2018年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファンドクリエーショングループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年１月28日

株式会社ファンドクリエーショングループ
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村　茂	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂本　潤	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ファンドクリエーショングループの2017年12月１日から2018年11月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2017年12月１日から2018年11月30日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年１月30日

株式会社ファンドクリエーショングループ　監査役会

常勤監査役　立　石　則　章　㊞

監　査　役　神　谷　有　子　㊞

監　査　役　松　村　眞理子　㊞

（注）監査役神谷有子及び監査役松村眞理子は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　都市センターホテル５階　オリオン
東京都千代田区平河町二丁目４番１号
ＴＥＬ：(03) 3265-8211



交通ご案内　電車をご利用の場合は東京メトロ「永田町駅」、「麹町駅」、「赤坂見附駅」が便利です。

・東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」
　４番・５番出口より徒歩４分、９ｂ番出口より徒歩３分
　※「永田町駅」からのアクセスは、５番出口方面の先にある９ｂ出口が便利です。ホテル前のプリンス通りに出られます。
・東京メトロ有楽町線「麹町駅」
　半蔵門方面１番出口より徒歩４分
・東京メトロ丸ノ内線・銀座線、「赤坂見附駅」
　Ｄ出口より徒歩８分
・ＪＲ中央線「四ツ谷駅」
　麹町出口より徒歩14分

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。